

防災対策補助制度を ご活用ください

問合せ先 防災安全課防災係
(窓口⑩) ☎③⑥ 4145

市の補助制度を活用し、充実した防災対策をしましょう。

◎下田市防災用ヘルメット等 購入費補助金

防災用のヘルメットやライフジャケットを購入する際の補助制度です。

対象者

市内に住民登録のある方
※一人につきそれぞれ1回に限ります。

ただし、6歳未満の方が成長に合わせて買い替える場合は3回まで、12歳未満の方が成長に合わせて買い替える場合は2回まで補助対象とすることが出来ます。

補助額

購入する物1つにつき2千円以内

◎下田市耐震シェルター整備 事業費補助金

一部屋型の耐震シェルターを整備する際の費用を一部助成します。

対象者

①市内に住民登録のある方
②耐震シェルターを整備しようとする住宅、併用住宅の所有者又は居住者（賃貸借契約又は使用貸借契約による居住の場合を除く）

③申請者本人及び世帯員全員が市税を滞納していないこと

補助対象

①市内にある昭和56年5月31日以前に建てられた、又は工事に着手した2階建て以下の木造住宅で、居住に使用しているもの
②耐震診断を受けて、上部構造評点が1.0未満のもの
③耐震診断後、耐震補強工事を行っている住宅に整備するもの

補助対象経費

①耐震シェルター本体の購入費
②耐震シェルターの設置に要する経費

※設置のための床下工事、その他の附帯工事を除く

補助額

対象経費の2分の1以内の額
※上限額15万円、補助額の千円未満は切捨て

◎感震ブレーカー整備費補助金

地震の際に自動的にブレーカーを落として、各家庭からの電気火災を防ぐ感震ブレーカーの設置に関する補助制度です。

対象者

①市内に住宅又は併用住宅を所有する個人
②市内の住宅又は併用住宅に居住する個人
③市内に居住するための住宅又は併用住宅を新築する個人

補助対象経費

感震ブレーカーの購入費及び設置工事費

補助額 対象経費の3分の2以内の額（上限額5万円、補助額の千円未満は切捨て）

◎購入・工事前に

申請をお願いします

補助制度は、あらかじめ市への申請が必要です。詳細については、市ホームページをご覧ください。防災安全課までお問い合わせください。

家具等転倒防止
促進事業費補助金の
申請手続を簡素化しました



市では、地震による家具等の転倒による被害を防ぐため、転倒防止器具の購入や取付けに要する費用に補助金を支給しています。

より一層の普及促進を図るため、申請手続を簡素化しましたので、是非ご活用ください。

簡素化の内容

これまでの、器具の購入前に申請し、取付け後に補助金の請求手続が必要でしたが、簡素化により器具取付け後、領収書の発行日から起算して3か月以内に、取り付けた箇所の写真、内訳の分かる領収書を添えて申請すれば、補助金が支給されるようになりました。

補助対象者

市内に住民登録のある方であって、器具を設置する住宅の所有者又は居住者

補助金額

①器具を購入し、自分で取り付ける場合：

購入費の2分の1（上限額1万円）

②器具の取付けを業者に依頼する場合：

器具代の2分の1（上限1万円）及び取付け費の2分の1（上限額1万円）の合算
※いずれの場合も千円未満の端数は切り捨てます。

補助回数

住宅1戸（集合住宅は1区画）につき、1回

※所有者又は居住者が変わったときを除く。

◎家具等とは：

タンス、冷蔵庫、テレビなど転倒することにより生命に危険を及ぼす可能性のあるもの及び食器、図書など棚に置かれていてもので散乱することで円滑な避難に支障を来すものを指します。

◎転倒防止器具とは：

家具等の転倒・転落を防ぐための金具、突っ張り棒、ベルトなどを指します。

申請書類

申請書類は、防災安全課防災係（窓口⑩）か市ホームページから取得可能です。